

Nara Women's University

日本書紀の表現をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 奈良女子大学21世紀COEプログラム 公開日: 2012-06-27 キーワード (Ja): 漢籍利用, 漢文体の日本書紀, 訓注, 倭文体の日本書紀 キーワード (En): 作成者: 毛利,正守 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/3150

日本書紀の表現をめぐって

大阪市立大学大学院教授・毛利 正守

坂本 若手研究者支援プログラムの第2日目を開催致したいと思います。今日は、万葉文化館におきまして万葉文化館古代学研究所との共同で開催致します。

まず第1講としましては、大阪市立大学大学院の毛利正守教授によりまして「日本書紀の表現をめぐって」ということで講義をいただきます。よろしくお願い致します。

毛利 今、言っていただきましたように、私には「日本書紀の表現をめぐって」という題が与えられました。今日の話は、一応レジュメ資料と合わせたものですが、7ページまで振って参りました。今回の『日本書紀』の表現につきましての話は、漢籍の利用の仕方と訓話（くんご）の二つを中心にお話をしたいと思います。

1枚目の1、2、3ぐらいまでは、現在までに私がちょっと考えていることを大雑把に書いたものです。それを踏まえて、そのあとの2ページの5辺りが漢籍の問題です。更にそれを踏まえて、3ページの6の辺りから今日のお話をしていきたいと考えています。

その最初の所から見ていくことにします。私は、書記史を次のように大雑把に書いていますが、このようにとらえているということからお話をしていきたいと思います。

そこに記した通りですが、漢字伝来当初……。いつ伝来したかという問題もあるのですが、まとまった文章としましては、471年と言われる稲荷山古墳出土の鉄剣銘があるわけです。そういったものを見ますと、その当時、日本の出来事とか事柄は、中国語文でしか書記できなかったという事情があるかと思います。今回お話しします『日本書紀』あるいは『古事記』を考えますと、そうした書記の在りようが、そののち100年、あるいは200年とずっと続いていくことになろうかと思えます。

書記方式が長年、中国語文であることによって、しかも、その方式しかない状況を経ることによって、口頭語としてはあり得ないと想定される倒置方式そのものが、一方で、「書記における日本語」として形作られることにもなっていくということが考えられます。そういう点で見ますと、やはり『万葉集』という、ある意味で極めて日本的な和歌にも「不思（おもはぬ）」とか、「無レ間（まなく）」とか、「可レ別（わかるべき）」とか、「除レ雪而（ゆきをおきて）」とか、「指レ春日-而（かすがをさして）」等の倒置方式が存するのは、そのためかというふうに基本的に考えています。

「不思」と書いて「おもはぬ」だということは、視覚的に直感的に分かるのですけれども、もともと日本人が文字を発明していれば、こんな助動詞が前に来るようなかたちでは恐らく書かなかつたであろう。そういうことからしますと、こういうかたちが『万葉集』

にもあるということの意味は大きいかと思えます。

二つ目です。8世紀の作品で、今、『万葉集』を見ましたが、散文のほうでちょっと見ていきたいということです。まず『日本書紀』は、一般に言われています通り、漢文体を指向している。それに対して『古事記』は、特に倭文体を指向していると考えられるわけです。

『日本書紀』は、言われていますように α 群と β 群の違いがあります。しかし、倒置方式で考えれば、全30巻を通してずっと倒置であると。そうしたあり方は、漢文体という文体が指向されることによって、なし得ることだと考えます。

私は、一つの書物がどういう立場で、どういう態度・姿勢で書いているかという場合には、やはりそれが全巻を通してどうかという問題と大きく関わっているかと思えます。そして、 α 群と β 群の違いはあっても、一応30巻を通して、『日本書紀』は倒置方式をもって記される。

それに対して『古事記』のほうは3巻ですけれども、3巻を通しての倒置方式ではありません。一文の中に音訓交用と倒置方式があったり、あるいは仮名書きと倒置方式等がある。そうした在りようは、倭文体という文体が指向されることによって、なし得ることである。そういう点を考えますと、一つの作品を通したのではなく、音訓交用や仮名書きと共に用いられる倒置方式は、まさに私が言おうとします「書記における日本語」を形成していると言ってよいのではないか。そういうことを考えています。

これにつきましては、『萬葉』と言う雑誌の平成15年の185号辺りにちょっと書いたりしておりますが、まとめて言えば、大体上記のようなことになるかと思えます。

それから、3です。今日の話とも関わっていくのですけれども、やはり訓注の在り方というものを考えてみたいと思っています。中国の注のあり方と、そして『日本書紀』、『古事記』といった辺りとを比較してみると、どういうことが言えるかという問題があるろうかと思えます。

漢訳仏典等におきまして、ここでは『大慈恩寺三蔵法師伝』を挙げました。たとえば「二つの大徳有り。一つは恒他掲多毬多と名づく」。そして、注がありまして「此には如来密と云ふ」ということになります。実は、これは人名ですから固有名詞なわけですが、昨日の出雲路先生のお話にもありましたように、固有名詞も訳すということがあるわけです。恐らく「恒他掲多」が如来、「毬多」が密に当たり、「此には」というのは、「中国においては如来密と言ふ」ということになろうかと思えます。

漢訳仏典等は、中国において中国語で記された作品である。当たり前のことですが、そういうことになります。その場合に被注記語、ここで言えば「恒他掲多毬多」は、結局、梵語でありまして、その中国で記される文章においては、これはある意味で外国語・外来語である。そして、注記語の「如来密」は、本文と同じ中国語ということになります。

実は、『日本書紀』がこれらと同じ「此には」を用いたことにおいて、あとで読みますねじれ現象が起こっているかと思えます。結局、『日本書紀』も「此には何々と言ふ」と

いう注記をとるわけです。

1例を挙げていますが「稜威之雄誥奮わし」で、これにつきましては、「此には鳴多稽眉と云ふ」ということになります。そうしますと、『日本書紀』のほうは、日本において中国語で書くわけですから、ある意味で外国語で記された作品である。漢文体を指向している文章において、そのように言っているかと思えます。被訓注語の「雄誥」ですが、被訓注語を調べていきますと、漢籍にもある熟語と、一応、中国語を指向した語だけでも、漢籍を調べてもなかなか出てこないような熟語とがあつたりします。が、少なくとも本文のほうでは「雄誥」という書き方をします。これは中国語を指向した語であり、あとのほうの「此には」という訓注語の「鳴多稽眉」は、本文とは異なる倭語です。これがちょっと面白い現象かと思えますのは、中国語として記される本文からすれば、倭語は、いわば外国語であるという関係になっているということです。

そこで、恐らく次のようなねじれ現象が生じているのではないかと思えます。漢訳仏典等と『日本書紀』との間のその問題ですけれども、『日本書紀』の訓注は、漢訳仏典等の注記と同じ「此にはこう云ふ」を用いています。漢訳仏典等では「唐にはこう云ふ」という注記もあり、「此にはこう云ふ」の「此」は「唐」と同じで中国のことを指します。日本書紀では「此にはこう云ふ」という「此（ここ）」は日本を指すことになります。『日本書紀』は、それですと統一的に記しています。即ち、漢訳仏典にせよ、『日本書紀』にせよ、「此」というのは本国を指すことになるわけです。漢訳仏典等では、いわゆる外来語・外国語である梵語は字音で示され、そのまま本文のほうに位置するのに対して、『日本書紀』では、漢文体からすれば外国語にあたる「鳴多稽眉」は本文ではなく、注記のほうに位置することになる。「此には」という以上、「日本では、こう云ふ」であって、その所に漢語を指向した「雄誥」を入れては、うまくいかないことになるわけで、そこには倭語が入ることになるわけです。ここに、漢訳仏典等と日本書紀との間でねじれ現象が起こるのです。

換言すれば、漢訳仏典等では、本文は注記語とは同じ言語であり、被訓注語とは別の言語であるのに対して、『日本書紀』のほうでは、本文は、被訓注語と同じ言語であり、訓注語とは、それが外国語としての倭語であることにおいて、異なる言語となるのです。このことについて、詳しくは、昨年、『萬葉語文研究』の第1集のほうに書いております。

それに対して、『古事記』の訓注のあり方はどうかということについて見ていきます。そこに固有名詞と一般の動詞を挙げました。たとえば「金山毘古神」には、「金を訓みて迦那と云ふ」という訓注があり、「思金神」には「金を訓みて加尼と云ふ」という訓注があります。次は、「立」に対して「立を訓みて多志と云ふ」という訓注があります。

『古事記』の場合、たとえば「金」という漢字に対する訓注の在り方をよく考えますと、これは本文の「金」が倭語として既にあることが前提になっています。つまり、これを「かね」と読むか「かな」と読むかといった問題を訓注で示すことは、本文の「金」が倭語（訓）

として「かね」か「かな」であることが既に前提となっているということです。「立」の「たつ」、「たたす」も同じことが言えます。すなわち、『古事記』の漢字は、中国語として存しているのではないということです。『古事記』の漢字は、結局、中国語としてのそれではなく、あくまで訓字、倭語として存するということであり、かかる面からも、また、そのほかの点からも『古事記』は“倭文体”としてあるといえる所以があるのです。平和の「和」を書かないことの理由についても、前に書いています（「和文体以前の倭文体をめぐる」〈『萬葉』185、平15）ので、参照願えたらと思います。

興味深いのは、漢訳仏典をも含む漢籍の利用の仕方を『古事記』と『日本書紀』で比べてみますと、『古事記』のほうは、漢字で書いてあるわけですから、あくまでも中国のものを利用しているのですけれども、語句の利用にとどまっている。調べていきますと、論の仕方とか、話の筋といったものを漢訳仏典とか漢籍に倣う場合があったりしますが、実際に利用しているとなると、語句の利用にとどまっているということでもあります。

それに対して『日本書紀』のほうは、語句ももちろんありますが、語句だけではなくて、文あるいは文章までもが利用されるというあり方を持ちます。この違いは大きい問題を含むであろうと思います。

「古事記は、倭文体で書記する故に、中国の漢文（文章）をそのまま利用することはない。または、それは不可能である」というようにレジメに記しました。先にも申しましたように、実際、『古事記』には倒置方式があります。そういうものがあるから、漢籍あるいは漢訳仏典の同じような内容の所をそのまま持ってきてもよさそうではあっても、それをそのまま利用しない。実は、それを利用するという事は、それこそ日本語と中国語とをちぐはぐなかたちで取り入れてしまうことになるということでもあります。

それに対して『日本書紀』のほうは、何しろ漢文体で書記する故に、中国の漢文（文章）をそのまま利用することが可能なのです。従来、出典の問題として、『日本書紀』は漢籍の語句や文章を利用しているという研究があり、その出典論が重要な問題であると同時に、文体の問題としてこのことを考えますと、『日本書紀』が漢籍の文章などをそのまま持つてくることのできるということの意味の大きさを考える必要があるのだろうと思います。

日本において記される作品が漢籍の文章までも利用するか否か、または利用できるか否かは、その作品がいかなる文体で書記されるかという問題と、その意味で直結しているということです。

次に、5以下です。まず、中国のものを眺めることにしますが、5としまして、中国において、既にそれ以前の作品の文章をほとんどそのままに、あるいは改変したりして利用することが少なくないということがあります。昨日、ご講演が終わったあと、何人かで話をしている時にも、そんな話題が出たのですけれども、この①と②を比べますと、「なるほど。こんなにも類似しているか」と思うかたちで利用しています。

①が司馬遷の『史記』で、②が班固の『漢書』です。大体200年ぐらいの開きがありま

す。まず『史記』では、高祖について「高祖は沛の豊邑、中陽里の人なり」と書いたわけ
 です。それに対して班固の『漢書』では、大体同じですが、「高祖は沛の豊邑、中陽里の
 人也」と、『史記』にはない「也」を入れています。

あるいは、「姓は劉氏」の次ですが、「字は李、父を太公と曰ふ。母は劉媪と曰ふ」。こ
 こら辺りは、班固の『漢書』では、どうもそのままを引かないで、話の中で母を言い、父
 を言うというかたちになっています。あざなとか父とか母のことは、ある意味で省略して
 いるのです。そして、「其の先」、「ずっと以前のことになるのだが」というようなことも、
 『漢書』ではありません。

それでも『漢書』のほうは、「母の媪嘗、大澤之陂に息ひ、夢に神と遇ふ」というのは
 似てきます。そして、「是の時、雷電晦冥なり」、この辺りは、同じものを利用して

先に父のことを省いていますので、「父の太公、往きて視れば、則ち交龍を上に見る」
 と、「父の太公」をここに持ってきています。それから、「其の上に」の「其」がなくなっ
 ていたり、あるいは「交龍」の「コウ」が虫偏とそうでないものといったかたちで違いが
 出ていたりします。

「已にして娠める有り」も、はらんだことは同じですが、漢字が違います。そして、「遂
 に高祖を産む」というかたちです。

そのあと、三角を付けました辺りが異同です。そして、高祖の上には、いつも竜が舞っ
 ていること、お酒が大変好きだけれども、その飲み代なんかは全部帳消しにしたというよ
 うなことを書いています。

最後の行の辺りで「高祖、常に咸陽に繇す」。その次も少し違います。たまたま秦の皇
 帝を見たという時の「みる」で、『史記』のほうには「観」が一つありますが、『漢書』の
 ほうにはありません。そして、「喟然として太息して、嗟乎、大丈夫、当に此の如し」と
 いうかたちです。男たるもの、まさにこのようにならなくてはいけないという辺りです。

そういう所で少しずつ違っているということですが、これは、いったいどういうことか。
 『漢書』は、『史記』を大いに利用している。実際、ほとんど利用しているのですが、同
 じような文章であっても、それを『漢書』に書くということにおいて、それは『漢書』と
 してある、あくまでもそれは「漢書の文章としてある、ということだと考えられます。『史
 記』をいかに利用しても、『漢書』に記されたことにおいて、その文章は『漢書』なの
 です。このことは、『日本書紀』が漢籍を利用しているあり方を考える上でも、示唆するも
 のがあり、参照されるべき重要な問題であります。

3 ページの所に入っていきます。「日本書紀における漢籍利用の在りようその1」と「そ
 の2」です。3 ページと4 ページで大きく二つに分けました。

まず、その1は、「類書からの利用」です。小島憲之先生による、類書である『芸文類
 聚』の発見ということがあります。『上代日本文学と中国文学』上に詳しく説明されてい
 ます。

『芸文類聚』を利用したであろうことが最もよく窺える所を一つ取り上げておきます。レジメは以下、大体、上段が『日本書紀』で、下段が漢籍というかたちで記しています。(1)の継体天皇21年の条です。これは、筑紫の国造である磐井が謀反を起こしたことに對して、継体天皇から「討伐するように」との詔が下り、それに龜鹿火が答える言葉の所です。上段・下段に傍線を引いている所を見ていただくとよく分かります。まず上段の『日本書紀』ですが、「詔して曰はく。咨、大連、惟茲の磐井率はず、汝徂きて征てとのたまふ。物部龜鹿火大連、再拝みて言さく。嗟、夫れ磐井は西戎の奸猾なり。川の阻を負みて庭らず。山の峻に憑りて乱を称ぐ」ことあり、「徳を敗りて道に反き、侮慢して自ら賢なりとおもへり」とあります。

こうした文章において、傍線の所を下段と比べますと、まず『尚書』の所との關係で、「咨」という字。これは感嘆の言葉です。主語は違ったりするわけですが、「咨」や、また「惟茲」というのは同じです。「磐井率はず、汝徂きて征て」という所では、傍線を引いた所が同じです。

そのように見ていきますと、その所は尚書から取ったのかということになるのですが、『芸文類聚』を見ますと、「戦伐」と「将帥」の見出しがありますが、現在の活字本でも、「戦伐」と「将帥」の内容の文章は、10ページぐらいの範囲内にあります。実は、日本書紀の磐井が謀反を起こした内容の文章は、いずれもこの『芸文類聚』の「戦伐」と「将帥」の範囲内に前後して存する文章なのであります。『芸文類聚』のその所に尚書が引用されており、以下、ずっと魏の楊脩出征の賦、晋の張載平呉の頌、晋の陸士龍南征の賦のような賦や頌、それから作詩・詩。そして、黄石公三略、更には抱朴子、尚書、淮南子、漢書などの書物の文章を引用しています。それで、日本書紀では、出征の賦や頌、詩、また抱朴子や尚書などの書物を実際に別々にいちいち見て利用したのかと言えば、そうではなくて、『芸文類聚』の中にある10ページ前後のこの戦いの時の文章の中から、適宜引いてきたということになるはずです。『芸文類聚』だけではなくて、実際に一つひとつの漢籍も当たり利用している所もありますが、この辺りは、『芸文類聚』からそのまま利用した所だということがよく分かるはずです。

次は2の所です。個別の作品からの利用です。それは『漢書』であったり、『後漢書』であったりするということになります。最初に挙げましたのは、漢籍の一つの作品から長文が利用されるあり方です。これは欽明天皇の23年、卷19の所です。下段には『梁書』を挙げています。これも、傍線の所をずっと見ていきますと、ほとんど同じである。『日本書紀』のほうは、欽明天皇の詔が下るわけです。これは、任那滅亡という悲運に直面した日本のことですが、特にここは氣長足姫尊、神功皇后が新羅を救い助けたことに對して、新羅がその恩を忘れた非道な態度に出た。それに欽明天皇が憤りまして、心を碎いて報復することを誓う内容の所です。これは、『梁書』の王僧弁と臣羈先の誓いの文を利用した所ということになります。

これも最初の所をちょっと見ていきます。『日本書紀』のほうは、「詔して曰く。新羅は西羌の小醜なり。天に逆ひて無状なり。我が恩義に違ひて、我が官家を破る。我が黎民を毒害し、我が郡県を誅残す」。最初の所は少し違っているのですが、「天に逆ひて無状なり」という辺りは『梁書』と同じです。『梁書』のほうにおきましては、そのあとに「姦悪を構造し」というのが入ったりします。そしてまた「我が恩義に違背する」も同じです。この場合、『日本書紀』は「背」を省き、「違ひて」としています。そして、「我が国家を」という所も少し違っていますが、ほとんどが同じです。また『日本書紀』のほうでは「我が郡県を誅残す」というのが入っていて、わが郡県を侵略したという文章になっています。それから、氣長足姫尊という固有名は変わるということになります。最後の辺りの所で、『日本書紀』に「而るを、瀝胆抽腸、共に姦逆を誅して、天地の痛酷を雪め、君父の仇讎を報ゆること能はず」とあり、この辺りは『梁書』をそのまま利用していることになります。このように見てきますと、異なる所も少しありますが、非常に長い文章が利用されていることがよく分かります。

それに対して、もう一つのほうは、漢籍のいくつかの作品から語句や短文が利用されるあり方です。これは3ページから4ページに掛けてですが、神功皇后の摂政前紀のこの文章の所です。最初の所で、「因りて群臣に謂りて曰はく。夫れ師を興して衆を動かすは、国の大事なり」。これを見ますと、『呉子』の所に「師を興し衆を動し」があります。こういう短いものの場合、実際に『呉子』を開いて、そこを当たっているのか、あるいはほとんど記憶にあって、こういう言葉がそのまま用いられたのかという問題が付きまとうかと思えます。以下も、そういう問題は常にあります。

4ページ目の「国の大事なり」は、『孫子』の所に「兵八国ノ大事ナリ」というのがあります。これも短い言葉なので、いちいち当たっているかということもあろうかと思えますが、漢籍に拠っています。

次に、「安きも危きも成るも、敗るるも」です。「安危」という言葉や「成敗」という言葉は、これだけだと、またほかにも出てくるのですが、「安危成敗」という続いたかたちで出てきますのは『晋書』になります。あるいは、この辺りの影響もあるのかということですが。

その次の棒線の所は『漢書』に拠っただろうと思えます。「皇后、天下が為に、宗廟」。それを「安みせむ所以を計ります」。次の「且、罪臣下に及らじとのたまふ」は拠っていませんが、次の所に「頓首みて詔を奉らむ」があります。「皇后」の所が『漢書』の高后紀においては「皇太后」となっており、違いはありますが、やはり「天下の為に宗廟社稷を安みせむ所以を計りますこと甚だ深し」と記しています。そして、最後にある「頓首して詔を奉らむ」。恐らくこれに拠っているのであろう、と、ということになりますと、これは、一つだけではなくて、いくつかの作品から、ある程度短いものを利用しているというあり方ということになります。

その例をもう一つ挙げました。②の欽明紀の所です。その「与国」という言葉は、同盟国という意味ですが、「遂に敦き与国となり、恩、骨肉に踰ゆ。始めに善しく、終り有らむことは、寡人の恒に願ふ所なり」とあります。

『日本書紀』では「古人の云へらく」とあります。ここで「古人」と言っているのは中国の人です。中国人ですが、しかし「古人」と言っています。これは、漢文体という一つのあり方において、中国人ではありますが、「古人」という表現でそのまま通じるということに記しているのだらうと思います。「古人の云へらく、追ひて悔ゆとも及くこと無し」。これは、後悔先に立たずの意味です。

下段のほうを見ますと、『史記』の韓世家の所に「与国」があります。これにそのまま拠ったのかという問題があります。次の「恩、骨肉に踰ゆ」は、「誠に骨肉の恩」というように少し異なるのですが、『文選』の所にあります。それから、有名な「後悔先に立たず」の所は、『宋書』に「追て悔ゆとも及しくこと無し」とあります。

最後の所は少し長いですが、これは、やはりそこを利用しただろうと見ることができようかと思いますが、「人の後を為す者は、能く先軌を負荷ひ、克く堂構を昌にし、以ちて勲業を成さむことを貴ぶ」です。ここの所は、『呉志』の「夫」のあとの「人の後を為す者は能く先軌を負荷ひ、克く堂構を昌にし、以て勲業を成さむことを貴ぶ」と同じことになるわけです。長文は長文としてありますし、またいくつかの短いものを利用するあり方もあるということです。

少し重複になろうかと思いますが、7の所では、「日本書紀における漢籍利用の在りようその2」としまして、漢籍の本文がほとんどそのままのかたちで利用される在り方を示しております。ここでは二つの例を挙げました。雄略天皇8年のものと孝徳天皇大化2年のものですが、ずっと見ますと、ほとんどに棒線が付いています。

最初の例の巻14などは、固有名詞だけを変えています。ここでは『日本書紀』のほうだけを見ることにします。これは高句麗と新羅と任那の関係の記事ですが、実は、膳臣が地道を掘って高句麗を挟み撃ちにしまして、高句麗軍を撃破した場面です。「乃ち夜陰しきを鑿ちて地道を為り、悉に輜重を過りて」。これは軍隊の武器とか食料の荷物を運んでいます。「奇兵を設く。会明に、高麗、膳臣等遁れむとすと謂ひて」。もう膳臣が逃亡したと思って、「軍を悉して来り追ふ。乃ち奇兵を縦ち」。実際は、そうではなくて、そこで奇兵を放ち、「歩・騎、夾み攻めて、大きに破る」です。

『魏志』の武帝紀では、これは主語が公になっていますが、そのあとは同じで、「夜陰を鑿ちて」というかたちで続いていきます。そして、「悉く輜重を過りて奇兵を設く」ということで、この辺りから最後までずっと同じというあり方です。

もう一つの孝徳紀もそうです。それぞれ違う所はほんのわずかです。漢字がちょっと違っていたりするという所があるぐらいです。『日本書紀』では「宐」としていますが、「宐」と「肉」は同じ意味です（漢籍〈活字本〉では「肉」であるが、古くは「宐」であること、

松尾良樹氏のご教示による)。それから、「其の所」の「所」に傍線を引いていません。その「所」がちょっと違っていています。それから古写本の問題もありますが、「菊霊」の「菊」に草冠があるかないかの違いもあります。そして、終わりのほうの「玉柙」、玉手箱ですが、木偏の「柙」と構えの「匣」。そういう所の違いぐらいで、これまたずっと利用しているということになるわけです。まずは、こういうかたちでの一つのあり方を見ておきたいと思います。

以下は、『日本書紀』において、上記と同様、大きい意味を持つと思いますが、漢籍の本文に対して、追加したり、省略したり、挿入したり、また改変したりするというかたちを取れ入れつつ利用されるというあり方です。

この所を見ますと、壬申の乱の有名な描写です。天武天皇元年の所です。近江軍の廬井造鯨が進撃してきたのですが、大海人皇子側の高市丸が破った場面です。これを下段と比べますと、極めて多くの同じ文章があるということが分かります。『日本書紀』は、すなわち「近江軍を破りて」、最後の所は「多に士卒を殺す」とあるわけですが、『漢書』のその文章の所も「大きに漢の軍を破りて」、「多に士卒を殺す」とあり、同じ文章としてあるというわけです。そうした中、『日本書紀』では、そこに漢籍（漢書）にはない、「勝に乗りて、兼て鯨が軍の後を断つ。鯨が軍、悉に解け走げむ」というのを加えていくかたちを取っています。勝利に乗じて、更に鯨の軍の後方を断ちますと、鯨の軍は逃亡し、離散したという所です。そして、最後には殺すというかたちです。ですから、『日本書紀』の編者がそれを補ったということになります。これは追加です。

②の所は4ページから5ページにわたっています。これは天武天皇の所ですけども、下段のほうを見てもらいますと、三角印をしています。その所を少し説明したいと思います。5ページの最初の行の下の方には「及逋逃亡軍者」というのがあります。

『日本書紀』のほうは、大津皇子の謀反の問題の所です。今、上に挙げています所の少し前の『日本書紀』の文章はどうなっているか。ここには入れていませんが、「皇子大津、謀反けむとして発覚れぬ。あらわになつたと。「皇子大津を逮捕へ、併せて皇子大津の為に欺かれたる者」がこれこれと言って、それら三十余名を捕らえたという文章があります。実は、この事件は実際どうだったのか、くみした者が逃げたのかどうかとか、いろいろあるのですが、その前の文章の所では、逃げた者の記事は全くありません。そういうところから、レジメの文章の所へと進められていることになります。

「皇子大津、已に滅びぬ。従者の皇子大津に坐れるは、皆赦すべし」という文章になるわけです。ところが、下段の『漢書』のほうを見ますと、それと同時に逃げた者がいる。

「及逋逃亡軍者」というのを入れているわけです。ここでは、そういう逃げた者もすべて許したということになるのですが、『日本書紀』は、その前の文章との関係からして、この『漢書』の「及逋逃亡軍者」は省略するかたちを取るわけです。これが①と②です。

5ページの③は少し違います。下段と比べますと、これは『文選』の西京賦が前後にず

っと続いている所です。それに対して、『日本書紀』の中には「獵する毎に大きに獲て」という言葉があるわけです。『日本書紀』の筆録者は、ずっと『文選』によってきているのですが、どうもその所を加えたいということになります。実は、そこは『芸文類聚』に「獵する毎に大きに獲」とあります。それを入れている。この辺りも、ひょっとしてもう記憶にあって、そのままを入れたということもあるのですが、少なくとも『文選』の西京賦のままではなく、ほかのものを挿入するというあり方と言えます。

それから、一つ「改変」としました。この改変としましたものでは、語句の改変とそのほかのものを併せて見えています。最初の改変は少し興味深いのですが、漢籍の内容とは逆のかたちで利用するというあり方です。

安閑天皇元年のものですけれども、下段の『漢書』を見ますと、「間者、連年に収らず」。実らなくて収穫しなかった。「四方咸困ず」。困窮に陥る。「元々なる民、耕耘に勞し、又、成功亡からしめ、饑饉に困ず」。そういう状況に陥ってしまう。恐らく、ここをうまく利用しているのだらうと思いますが、全く逆の利用の仕方です。

従って、上段の『日本書紀』のほうは、「詔して曰はく、間者、連年に穀登り、境を接して虞無し」。国境に外敵の心配はない。「元々なる蒼生、稼穡を楽しみ、業々なる黔首、飢饉を免る」。飢饉とか同じものを用いながら、全く逆のかたちでの利用のあり方になっています。こういうものも、またそれなりに『日本書紀』のあり方ということになるかと思えます。

次は、語句などの改変ですが、記事内容で改変した所と訓詁とのかかわりの所で見たいと思います。初めの①、②、③は記事内容での改変です。

①は崇神天皇12年のものですが、これは大神神社の縁起譚ですので、皆さんよくご存じの所です。そこで1カ所ちょっと違っています。これは大神神社のあのことと大いにかかわっているのですが、上のほうを見ますと、「詔したまはく、朕、初めて天位を承け、宗廟を保つこと獲たれども、明も蔽る所有り、徳も綏みすること能はず。是を以ちて陰陽謬り錯ひ、寒暑序を失ひ」とあります。

その次ですが、その所は、『漢書』では「日月光らず」とあって、最後に「百姓、辜を蒙る」とあります。が、『日本書紀』のほうでは「疫病多に起り」ということで、大きな違いがあります。ずっと抛りながらも、「日月光ず」を「疫病多に起り」と改変する。これは、疫病が蔓延して、ほとんどの国民が死んでいったことと関係してしまっていて、大物主神を祭ったことによって、それが終息するという所ですので、ここに「疫病多に起り」をそれなりに用いていくというあり方は、やはりそれに沿ったかたちでの改変ということかと思えます。

その次も同じです。「清白きことを傷り」とか、そういう所を加えています。

③は允恭天皇ですが、この允恭天皇は体が大変弱くて大病をしたということがありまして、そこに「寡人、篤疾して」とあります。ここは、『漢書』のほうでは「寡人不佞」で

す。「私は才能がありませんので、天皇に就くことはできません」といったことを述べる所です。そこを身体のほうで「篤疾して」とする。この少し前の所で、『日本書紀』は允恭天皇が「本当に私は大病をして体が」ということをずっと言っています。そうした前文のあり方を受けて、ここでは『漢書』の「寡人不佞」に拠らず、「寡人、篤疾」に改変しているのだと認められます。こういったものが文脈からの改変・変更であります。

次に、④、⑤辺りを見ることにします。これは継体天皇の所です。男大迹王ですから継体天皇です。これは応神天皇から5世の孫ということで混乱した所ですが、「男大迹王、性慈仁にして孝順にまします。天緒承けたまふべし」とあります。『漢書』の成帝紀の所を見ますと、同じように「慈仁孝順にして、以て天序を承けて祭祀を継ぐ」とあり、この利用だろうと思います。

そこの所では「天序」とあるのですが、『日本書紀』では「天緒」にしています。『漢書』の顔師古の注はないのですが、『説文』に「序は段借、緒と為す」とあり、「緒」と「序」の通じることが知られます。また、『毛詩』も引きました。「序を継ぎて思い忘れず」という所の注疏で、「序、緒也」とあります。

中国での漢籍のあり方は「天序」のほうが多いのですが、実際、「天緒」というのも出てきます。『後漢書』とか『魏志』にも「天緒」がありますが、そうした「天緒」を知っていたということもありましょう。両者の関係をじゅうぶん知ったうえでの「天緒承ふ可し」である可能性もあります。

もう一つは、⑤の天智天皇の元年の所です。ここの所は、「繚すに周田を以ちてし、渠を決りて雨を降らす。実の毛は則ち三韓の上腴なり」。果実の収穫も多く、三韓のうちで随一の肥えた土地だ。その下が「衣食の源は則ち二儀の隩区なり」。傍線を引いた所が多いことから分かりますように、ここは『文選』のその所を利用しています。

少し違う箇所もありますが、今、問題にしますのは、下のほうの「防禦之阻、則ち天地の隩区なり」です。この『文選』の西都賦の所を前後させながら、うまく利用しているのですが、そこの所に「天地之隩区焉」とあります。これにつきましても、『文選』の呉都賦という別の所に「二儀の優渥を兼ねる」というものがあります。そこの六臣注には、やはり「二儀、天地也」とあります。そこによりながらも、ここを「天地」ではなくて「二儀」としているのは、やはり訓詁を学んでのことだということがあり得ようかと思えます。

そして、最後のほうの6枚目になります。今は、特に漢籍を利用した所での訓詁で、ちょっと文字を変えるという辺りを見ました。それに対しまして『日本書紀』は、事実、漢籍の利用でない所も、いくつかあるわけです。そういう所での訓詁の利用も、これはこれであるわけで、その例を挙げておきました。漢籍利用以外の個所における訓詁のあり方です。

①は、「密に身を破りて病を治むれども、猶し差ゆること勿し」。この「差」は、『日本書紀』では、普通、格差とか、差の意味で使っていますが、その中であって、これはこの

用い方をしています。この「差」は、「ひそかに身を壊しまして、病を治療したけれども、やはり治りませんでした」という意です。

それに対しまして『方言』では、この「差」は、「愈す也、南楚、病愈者はこれを差と謂ふ」とあり、あるいは、のちの『広韻』では「差は病を除く也」とあります。やはり「差ること勿し」は、訓詁を学んでの使い方と言うことになりましょう。

2番目は、「冬の十一月、新羅の弔ひの使ひが喪礼、既に闕はりて還る」という所です。『文選』にも「楽闕して日移る」とあり、「闕は終也」という鄭玄の注があります。『日本書紀』では、普通、「終」という字を使っていますが、そういう中で、「闕」を使うということは、訓詁をじゅうぶん学んでのことになるろうかと思えます。

③の場合は、「其の軍、強盛くして家に填ち野に溢れたり」。これも『文選』では「城に闕し、廓に溢す」とありまして、やはり李善の注で「鄭玄礼記に曰く。填、満つる也」。「填」と「闕」とは同じだということでの利用かと思えます。

8の所は、以前にも述べたことがあります、「出典名を挙げての引用」です。先程からずっと見ていたのは、出典名を挙げないでの漢籍の利用でしたが、『日本書紀』の中には、書名を挙げて引用しているものです。その両者の違いは、いったい何なのか、どういう所にその両者の違いがあるのかという問題があります。実際、中国のもの、あるいは古代朝鮮の『百濟記』のものを引いているわけですが、そのあり方は、次のようにまとめることができようかと思えます。

『日本書紀』に漢籍の書名を挙げて引用する場合、その内容はあくまで大陸（中国・朝鮮）の事柄・出来事であり、しかも、それが日本とかかわる場合にのみ引用しています。日本と関係ない中国でのことは、引用というかたちでは決して用いません。引用しますのは、あくまで中国あるいは朝鮮の事柄・出来事であると同時に、日本にかかわる場合にのみ引用するということです。

そこに中国のものを四つ挙げました。『魏志』が多いですが、「魏志に云はく、明帝の景初三年六月に倭の女王云々」と。中国のことですが、「倭の女王がこれを遣わして、こうしたんだ」というかたちでの日本とのかかわりの所を書名を挙げて引用しているということになります。その次も「魏志に云はく」で「倭国に詣らしむ」とあり、次も「倭王」との関わりです。「晋起居注」の所も同様で、「倭の女王、訳を重ねて貢獻せしむ」であります。これらは書名を挙げての引用になります。

これに対して、書名を挙げないかたちでの漢籍の利用は、どういう意味を持っているのかということをお次でまとめました。書名を挙げないで漢籍から利用される内容及び表現は、その基は中国の事柄・出来事であるものの、『日本書紀』に記されることにおいて、あくまでもそれは日本の事柄・出来事になるということになります。

もう少し詳しく言いますと、次のようなことが言えようかと思えます。漢籍利用は、『日本書紀』筆録者にとって、日本の事柄や出来事を記すのに、ある意味でふさわしい内容で

あると判断し、選択した。『日本書紀』において史実とは何かという大きな問題がありますが、少なくとも筆録者にとっては、そこに記すことが史実である。あるいはこう表現すべきであるという判断があつての記述であると考えられます。その場合、日本の事柄とか出来事を記す際、そこに漢籍の内容を利用することが非常にふさわしいものであると筆録者は判断し、それを選択したのでありましょう。そのうえで、ほとんどをそのまま利用するあり方と、改変などを行ったりするあり方とがあるということになります。日本書紀に漢籍をそのまま利用する前者のあり方にあつては、そのままのかたちで日本の事柄や出来事が表明できるとの判断があつてのことであり、後者の改変などをするあり方は、先にも述べますように、日本書紀のある箇所に漢籍を利用するにあたり、そこに入る前の文章と整合性をもたせるために、ある程度の改めや省略などをするということでありましょう。しかも、極めて興味深いのは、中国での事柄・出来事であったものが、ひとたび『日本書紀』に取り込まれると、その時点で、それは日本の事柄・出来事に様変わりするということです。

様変わりなどという表現をしましたが、私は特に『日本書紀』の冒頭部分のことで、これを主張したい想いがあります。前に『国語と国文学』(82-10「日本書紀冒頭部の意義及び位置づけ付け」でこの冒頭のことを記したことがあります。『日本書紀』の冒頭の所は、『淮南子』や『三五曆紀』といった漢籍を利用しています。従来は、それを「それは中国の引用ばかりである。日本のことではない」ということで片付け、『故曰く』のあとから日本の内容が記されるのだ」というかたちで説かれてきました。

しかし、私は、漢籍を利用して日本書紀に取り込んだ時点で、それは日本のことを書こうとしているのだという立場をとる必要があると考えています。少なくとも冒頭の所は日本そのものではありませんが、これから日本が生まれる、できていくという宇宙のことが記されるわけです。それは日本に通じること、これから日本にかかわっていくということを書いていくわけです。

そういうことで言いますと、日本的だと従来一般に言われてきた「故曰く」という所以降ですが、この辺は、神野志先生がずっと論じておられるように、日本的だというそこに入っても伊邪那岐と伊邪那美の二神を中国でいう陰陽で規定していきます。従来ずっと、日本的な所に入ったと言われるような所でもそのように陰陽で記していくのです。この陰陽という用い方は、日本的と言われる所でも中国の思想によっているのでありまして、そうしますと、『日本書紀』は『日本書紀』で、そういうものを日本のこととして記している、『日本書紀』は日本をそう解していると考えられるということでもあります。

書名を挙げるあり方とは違って、挙げないで利用するのは、様変わりするのです。中国のことであったものが日本のことに様変わりするということです。

最後に、「おわりに」という所を読んで終ることにします。漢籍から長文を『日本書紀』にそのまま取り入れたりするのは、現在から見れば剽窃(ひょうせつ)ということにもな

りましょうか。しかし、筆録者にそうした意識や感覚はなかったはずでしょう。それは、最初に言いましたように、既に存在する中国での漢籍同士の文章利用のあり方をじゅうぶん知っているからです。その他からしても、むしろ、より積極的に漢籍の利用に取り組んでいたと考えられます。

今、見た所でも詔が多かったのですが、それ以外の所でも漢籍利用が少なからず認められます。こうした日本の事柄や出来事に対して、漢籍を利用するのは、ある意味でそこに重みとか権威を持たせようとする意識が働いていたかとも考えられます。

最後の7ページの所をみます。上代の散文において、作品を表現するにあたって訓詁を学ぶことは、一般に行われるわけですが、少なくとも『古事記』と『日本書紀』とを比較してみた場合に、『古事記』よりも漢文体を指向する『日本書紀』のほうが、そのことがより顕著なかたちで認められようかと思えます。倭文体を指向する『古事記』においては、変字法、文字を変えるということは、そこにも訓詁を学んでのことがあることはあるのですが、その変字法のごとき方法は行われても、訓詁を学んで異なる漢字を選んだり、特に複雑な漢字を用いたりしようとするようなことは、むしろ『古事記』にはありません。それは『日本書紀』のほうによく認められます。『古事記』は、その点、『日本書紀』よりも際立ってはいないと言えます。

また、漢籍を利用するあり方は、先程言いました語句ばかりでなく文章としての利用も、一つの作品がいかなる文体で書記されているかにかかわっているところが大きいのです。『古事記』は、語句にとどまり、『日本書紀』は語句ばかりではなく文章にまで及んでいます。こうした『古事記』と『日本書紀』に対する漢籍の利用について、これを文体とのかかわりで論じられることは従来あまり行われていませんが、文体がこの問題に関わっているという視点が極めて重要なことなのであります。漢籍の語句ばかりでなく、文章までも利用するか否かは、日本側の作品が倭文体を指向しているか漢文体を指向しているかに大きく関わっているということを銘記する必要があるわけです。

訓詁を学んで書記することと漢籍を利用して書記することとは、その取り組み方、またその方法はもともと異なっているのですけれども、目指す方向、すなわち『日本書紀』筆録者が、いかに日本の事柄の内容をより確かなものとして記すかという方向において、両者に大きな違いはない。訓詁も漢籍利用も、表現を工夫する姿勢において、その目指す方向を同じくするものであると考えられます。

従来、『日本書紀』で、文飾とか「この箇所は、この漢籍を利用している」といったかたちで論述されてきております。私は、そうしたことを踏まえると同時に、利用ではなく、漢籍を引用するところもあるわけですが、そうした両者の関連が従来あまり論じられていないことに鑑み、更には利用も引用も行われぬ所をも視野に入れて総合的に眺めていくことによって、『日本書紀』というものがどういうことを目指そうとしていた作品であるかがみえてくるのであろうと考えています。以上で、私の講義を終わらせていただきます。